

広情個審第53号
平成30年2月1日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 大久保 隆志

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する決定について（答申）

平成28年2月25日付け広国国第80号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第145号関係）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成28年2月25日付け広国国第80号の諮問事案（諮問第145号事案）

平成27年12月11日付けの公文書開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同月25日付け広国国第73号で行った公文書部分開示決定に対する平成28年2月4日付け異議申立て

1 審査会の結論

別表の①欄に掲げる公文書（以下「本件公文書」という。）につき、実施機関が行った部分開示決定について、不開示情報のうち別表の③欄に掲げる部分は開示すべきである。なお、その他の不開示情報については、不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

異議申立人（以下「申立人」という。）の異議申立書、口頭意見陳述等における主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、申立人が行った本件開示請求について、部分開示決定を取り消し、全部開示するよう求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

ア 市の貴重な支出により90万円もの多額金を支出している以上、当然に全部を市民に説明しなければならない。特に年度事業報告及び決算案は、健全に支出金が使われているか、健全な会計が行われている団体か知る権利が市民にはある。

イ 「市民の市政参加を助長し、市政に対する市民の理解と信頼を深める」ということに反している。この特定の団体の役員に、現市長、元市長が名を連ねている以上、公正な判断をする機会を市民に提供し、しっかりと説明責任を果たさなければならない。

3 実施機関の主張要旨

説明書等における実施機関の主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

(1) 対象公文書について

本件開示請求に関する対象公文書として、別表記載の文書1から文書5を特定し、別表の②欄に記載した条例第7条第2号に該当する部分を不開示とする部分開示決定を行った。

(2) 不開示理由について

ア 「〇〇〇〇〇〇〇〇〇協会会則」(以下「本件会則」という。)は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇協会(以下「本件協会」という。)の目的、事業、総会及び理事会等、その組織・運営に関する基本事項を定めた団体の内部管理に関する情報であり、外部には公開していない。

本件会則を公にした場合、本件協会の組織・運営の根本方針が明らかになるとともに、総会及び理事会の決議事項の範囲及び決議方法など本件協会における重要事項に関する意思決定手続きが明らかになることにより、本件協会の正当な利益を害するおそれがあると認められるから、条例第7条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの。」に該当するものと考え、表題を除き不開示とした。

イ 「事業報告および決算(案)」及び「事業計画(案)および予算(案)」は、本件協会の事業運営方針など内部管理に関する情報及び経理に関する情報であり、条例第7条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの。」に該当するものと考え、表紙及び表題を除き不開示とした。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 不開示情報該当性について

ア 本件会則について

本件会則には、目的、事業、会員、会費、役員、総会及び理事会、会計等に関する

る規定が記載されている。

本件会則の内容は、一般的なものであり、同様の内容の会則を設けている他県等の〇〇〇〇協会においてはホームページ上に公開しているところもある。また、実施機関は、既に本件協会の役員名簿を開示していることから、少なくとも、「役員に関する規定」を不開示とする理由は認められず、その他の規定についても、公にすることにより本件協会の事業運営上の地位その他社会的な地位を害する具体的なおそれや支障が明確でなく、条例第7条第2号の不開示情報に該当するとは認められないことから、本件会則は開示すべきである。

- イ 「事業報告および決算（案）」及び「事業計画（案）および予算（案）」について
各年度の「事業報告および決算（案）」及び「事業計画（案）および予算（案）」は、各年度の本件協会の理事会・通常総会における議案書であり、本件協会の事業運営方針など内部管理に関する情報及び収入及び支出に関する詳細な財務情報が記載されている。不開示情報を公にすることにより、本件協会の理事会・通常総会における会議内容や詳細な財務情報が明らかとなり、本件協会の事業運営上の地位その他社会的な地位を害するおそれがあるものと認められるから、条例第7条第2号の不開示情報に該当し、不開示が妥当である。

(2) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

①本件公文書の名称		② 実施機関が不開示としている部分	③ 開示すべき部分
文書1	支出命令書 (〇〇〇〇〇〇〇〇協会 2011年度特別賛助金)	〇〇〇〇〇〇〇協会会則 のうち表題を除く部分	〇〇〇〇〇〇〇協会会則 の全て
		第1号議案 2010年度事業報告および決算(案) のうち表題を除く部分	—
		第2号議案 2011年度事業計画(案)および予算(案) のうち表題を除く部分	—
文書2	支出命令書 (〇〇〇〇〇〇〇〇協会 2012年度特別賛助金)	〇〇〇〇〇〇〇協会会則 のうち表題を除く部分	〇〇〇〇〇〇〇会則 の全て
		第1号議案 2011年度事業報告および決算(案) のうち表題を除く部分	—
		第2号議案 2012年度事業計画(案)および予算(案) のうち表題を除く部分	—
文書3	支出命令書 (〇〇〇〇〇〇〇〇協会 2013年度特別賛助金)	〇〇〇〇〇〇〇協会会則 のうち表題を除く部分	〇〇〇〇〇〇〇協会会則 の全て
		第1号議案 2012年度事業報告および決算(案) のうち表題を除く部分	—
		第2号議案 2013年度事業計画(案)および予算(案) のうち表題を除く部分	—
文書4	支出命令書 (〇〇〇〇〇〇〇〇協会 2014年度特別賛助金)	〇〇〇〇〇〇〇協会会則 のうち表題を除く部分	〇〇〇〇〇〇〇協会会則 の全て
		第1号議案 2013年度事業報告および決算(案) のうち表題を除く部分	—
		第2号議案 2014年度事業計画(案)および予算(案) のうち表題を除く部分	—
文書5	支出命令書 (〇〇〇〇〇〇〇〇協会 2015年度特別賛助金)	〇〇〇〇〇〇〇協会会則 のうち表題を除く部分	〇〇〇〇〇〇〇協会会則 の全て
		第1号議案 2014年度事業報告および決算(案) のうち表題を除く部分	—
		第2号議案 2015年度事業計画(案)および予算(案) のうち表題を除く部分	—

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
28. 2. 25	広国第80号の諮問を受理（諮問第145号で受理）
29. 11. 2 （第1回審査会）	第1部会で審議
29. 11. 30 （第2回審査会）	第1部会で審議
29. 12. 27 （第3回審査会）	第1部会で審議
30. 1. 29 （第4回審査会）	第1部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
大久保 隆 志 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
大 橋 弘 美	弁護士
片 木 晴 彦	広島大学大学院法務研究科教授
佐田尾 信 作	中国新聞社論説主幹
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授